

青色申告 一連番号

整理番号

事業年度(至)

売上金額

申告年月日

通知日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分

年月日

申告区分

法人税 申請 期限 修正 地方 法人税 申請 期限 修正

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額

同非区分

一般社団・財団法人の区分

経理責任者自署押印

旧納税地及び旧法人名等

添付書類

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地

法人名

代表者自署押印

代表者住所

電話()

御注意

1 期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかの法人(以下「天法人」といいます)との間にこれらの天法人による完全支配関係がある場合又は、この表の上段の「非中小法人等」を○で囲みます。

2 ①資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人

②法人税法第4条の7に規定する受託法人(2において「受託法人」といいます)

③相互会社

2 「48」から「50」までの各欄は、期末の資本金の額が一億円以下の法人、資本若しくは出資金を有しない法人、一般社団法人等又は人格のない社団等(1に該当する非中小法人等、受託法人及び相互会社を除きます)に該当する場合に記載します。

翌年以降送付要否

税理士法第30条の書面提出有

通用領明細書提出の有無

税理士法第33条の2の書面提出有

申告書 申告書

平成 年 月 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日)

平成 年 月 日 (の計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

控除税額の計算	所得税の額	外国税額	計	控除した金額	控除しきれなかった金額	土地譲渡税額の内訳	所得税額等の還付金額	中間納付額	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	計	この申告による還付金額	この申告前の所得金額又は欠損金額	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準の法人税額	課税標準法人税額	地方法人税額	課税留保金額に係る地方法人税額	所得地方法人税額	外国税額の控除額	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	差引地方法人税額	中間申告分の地方法人税額	差引確定地方法人税額	この申告による還付金額	この申告前の所得金額に課税留保金額に課税標準法人税額	この申告により納付すべき地方法人税額	剰余金・利益の配当	還付を受けるよう
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39														
40														
41														
42														

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・組合 出張所 預金

農協・漁協 本所・支所

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

※税務署処理欄

所得金額又は欠損金額	法人税額	法人税額の特別控除額	差引法人税額	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	課税土地譲渡利益金額	土地譲渡金	課税留保金額	同上に対する税額	法人税額計	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	控除税額	差引所得に対する法人税額	中間申告分の法人税額	差引確定地方法人税額
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

課税標準の法人税額	課税標準法人税額	地方法人税額	課税留保金額に係る地方法人税額	所得地方法人税額	外国税額の控除額	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	差引地方法人税額	中間申告分の地方法人税額	差引確定地方法人税額
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									

事業 年度等	・ ・	法人名
-----------	--------	-----

法人税額の計算							
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%相当額	53		
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54		
そ法人の他場合	所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%相当額	55		
地方法人税額の計算							
	所得の金額に対する法人税額(32)	56	000	(56)の4.4%相当額	58		
	課税留保金額に対する法人税額(33)	57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	60		所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69	
		課税留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
		法人税額	63		確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(63))若しくは((15)+(64))又は((64)-(27))	65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(71))若しくは((42)+(72)+(73))又は(((72)-(43))+(73)-(43の外書)))	74	00	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67					